

特別養護老人ホーム いこいの麓・滝沢あなぐち
入居契約書
【ユニット型個室】

特別養護老人ホーム いこいの麓・滝沢あなぐち
〒020-0633
岩手県 滝沢市 穴口 221 番 2
電話：019-601-5858
FAX：019-601-5859

令和6年4月1日 更新

(目的)

第1条 社会福祉法人美楽会特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち(以下「事業者」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、施設において利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(契約の有効期間)

第2条 この契約の有効期間(入居期間)は、令和____年____月____日から1年間とします。
2 利用者が有効期間満了の14日前までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は1年間としそれ以降も同様とします。

(代理人)

第3条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(連帯保証人)

第4条 利用者または代理人は、この契約締結にあたり、連帯保証人を立てるものとします。ただし、連帯保証人を立てる事ができない相当の理由が認められる場合にはこの限りではありません。
2 連帯保証人は利用者及び代理人と連帯して次の責任を負います。
(1) 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
(2) 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
(3) 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。
(4) 利用料の未納がある場合、利用者に代わって債務を保証すること。
(5) 前号の利用者の債務保証については、極度額50万円を限度とする。
(6) 連帯保証人が負担する債権の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
(7) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供する。

(施設サービス計画等)

第5条 事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて、施設サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した場合には、利用者及び家族等に対してサービス内容を説明し、書面による同意を得た上で決定し、その写しを交付します。

- 2 事業者は、原則として6か月に1回及び要介護度の更新もしくは利用者及び家族等の要請等に応じて施設サービス計画を変更します。
- 3 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者及び家族等に対してその内容を説明し、書面による同意を得るものとします。

(入院期間中の取り扱い)

第6条 事業者は、利用者が入居期間中に医療機関に入院した場合であって、入院の日から1ヶ月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入居できるようにします。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた介護記録等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

- 2 事業者は、介護記録等の書面を作成した後5年間これを保存します。
- 3 事業者は、利用者から書面による求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料)

第8条 利用者は、事業者に対し重要事項説明書に掲げる介護老人福祉施設サービスの利用者負担金および居住費、食費その他の利用料を支払うものとします。

- 2 事業者は、利用料を改定したときは、利用者に対しその旨を通知し本契約の継続について確認します。ただし、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改定後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(利用料の滞納)

第9条 利用者は、利用料を請求書が発行された月の末日までに支払うものとし、翌月の請求書発行時に支払が確認できない場合は、事業者は、再度利用者に催告するものとします。

- 2 利用者は、正当な理由なく利用料の支払が完了しない場合は、事業者より文書でこの契約を解除することができるものとします。なお、利用者が何らかの理由により利用料の支払を行うことが出来ない場合には、利用者の代理人、又は連帯保証人が利用料の支払を行うものとします。
- 3 前項により事業者がこの契約を解除する場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続きに協力し、必要な調整を行うよう努めます。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業者は、サービス提供にあたり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 事業者は、前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、利用者及び家族等に対し、事前に制限の根拠及び内容を十分に説明し、その内容について速やかに書面にて同意を得ます。
- 3 事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項についてサービス提供記録書等の書面に記録します。

(利用者からの解約)

第11条 入居者又は代理人は、契約の期間中いつでも、本契約解除の意思表示をすることにより、当施設を退居することができます。この場合には、入居者又は代理人は、退居を希望する日の7日前までに、事業者へ通知するものとします。

(事業者からの解除)

第12条 事業者は、次の場合において、利用者に対しその理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- ①利用者が、要介護認定において自立または要支援と認定された場合。
- ②利用者が、要介護認定において要介護1または要介護2と認定された場合。ただし、以下の要件に該当すると判断された方については特例的に入居を継続できる場合があります。
 - (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

③利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合。

④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。

⑤現に入院中の在籍期間を原則14日までとなった場合。ただし、入院後1カ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合を除く。

なお、この入院による契約の解除があった場合でも、退院後も再び施設に優先的に入居することができます。また、短期入所生活介護(空床)等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

⑥ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を破壊する行為に、改善の見込みがない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、滝沢市健康福祉部高齢者支援課、滝沢市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。

⑦以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合、契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求(物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等)
- ・セクシャルハラスメント(体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等)
- ・その他(個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為)

⑧職員に対する金品等の心付はお断りしております。

(事故時の対応等)

第13条 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡その他適切な措置を迅速に行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、書面によりあらかじめ利用者またはその家族の同意を得た場合には、市町村、医療機関、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができます。

(損害賠償)

第15条 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意・過失によらないときはその限りではありません。

(苦情対応)

第16条 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをいたしません。

(契約外の事項等)

第17条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所

氏名

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所

氏名

印

利用者との続柄 ()

(連帯保証人) 私は、以上の契約につき説明を受け、連帯保証人としての責任について理解しました。

住所

氏名

印

利用者との続柄 ()

(事業者) 私は、利用者の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち

住所 岩手県滝沢市穴口221番2

管理者氏名 山内 二三男 印